

三重県入札等監視委員会 審議概要（令和2年度 第3回）

開催日及び場所	令和2年11月6日(金)14:00～16:00 アスト津 4階 会議室1	
出席委員	委員長 木本 凱夫 副委員長 堤 大三 委員 山田 梨津子 委員 山崎 美幸 委員 加藤 拓也	委員5名中5名出席
再苦情処理案件	総件数 1件	(備考)
一般競争入札	1件	
指名競争入札	0件	
随意契約	0件	
再苦情処理案件名	平成31年度 高度水利機能基盤第3342-分0004号 鈴鹿川沿岸8期地区 農業競争力強化基盤整備業 4ブロック用水路その2工事	
再苦情申立ての経緯及び要旨	別紙2意見書「3再苦情申立ての経緯及び論点」のとおり	
委員からの意見・質問、それらに対する回答等	別紙1のとおり	
委員会による意見の内容	別紙2意見書のとおり	

令和2年度第3回三重県入札等監視委員会(再苦情処理会議) (令和2年11月6日)	
再苦情申立者の陳述についての質疑	
質問(委員)	回答(申立者)
なし	なし

発注機関の陳述についての質疑	
質問(委員)	回答(発注機関)
<p>・予定価格等を積算するにはどのぐらいの時間と手間がかかってきますか。</p> <p>・8月4日に「違算があったんじゃないか」という苦情申立てを受けて行ったチェック作業は、どの程度の時間がかかりましたか。</p> <p>・契約を解除し再入札を行うことになれば営農に支障をきたすということですが、再入札を設定するまでの期間や工事自体の工期等を踏まえ、具体的にどのような影響がどの程度生じてくると考えられますか。</p> <p>・最初に設定した予定価格は業者に知られてしまうことになるが、仮に再入札という事になった場合は再び積算をやり直すのですか。</p> <p>・違算の通報を受けた際に、四日市農林事務所で概算設計書と再積算設計書の直接工事費に差異はないか等、積算の誤りのある可能性のある箇所についてチェックを行ったとのことだが、概算設計書はある程度チェックされているとして、再積算設計書の方を中心にチェックしたという事でしょうか。それとも概算設計書も含めてチェックされましたか。</p> <p>・今回は材料費の所での違算という話だと思いますが、そこは単価を入力するぐらいでほとんど自動の部分であるため、チェックしなかったということですか。</p>	<p>・概算設計書の作成におよそ2ヶ月程度かかっています。入札締め切り後、予定価格の計算のために行った再積算については2時間程度の時間がかかっています。</p> <p>・およそ3時間の間で確認しました。</p> <p>・鈴鹿川沿岸地区では4月中旬あたりから田植えが始まり、8月の盆過ぎあたりから稲刈りが始まります。設計の見直しや再公告の準備等を考慮すると、工期がどうしても4月にずれ込んでしまうと考えられます。</p> <p>・内容については再度見直し、検討することになります。そのため、同内容で公告という事にはならないと考えられます。</p> <p>・現場に合った正しい諸経費に再積算した再積算設計書を対象として、チェックしました。</p> <p>・施工単価表において材料費が計上されていることはチェックしましたが、それが明細表に反映されていることについては、自動で反映されているものとして、チェックはしませんでした。</p>

相手方への確認	
質問	回答
<p>・入札公告時点の概算設計書、入札締め切り後の再積算設計書は、四日市農林事務所ですべて行っているんですか。(申立者)</p> <p>・それは三重県の他のどの機関においても同じように処理されているんですか。(申立者)</p> <p>・再苦情申立書に対する説明書に、「違算の通報を受けて下記の箇所を中心に確認します」という旨の記載があるが、今回と同じような入札の際には、通常どのような確認を行っていますか。(申立者)</p> <p>・そうすると、違う部ではまた違うやり方の確認を行ってきたということですか。(申立者)</p> <p>・システムにより自動計上されるということですが、今までに今回のような違算はなかったのですか。(申立者)</p> <p>・今まで今回のような違算がなかったということは、この積算ソフトを何者かが意図的に操作したという可能性はありますか。(申立者)</p> <p>・今回の入札において、もし違算がなければ、入札参加した4者のうち落札業者はどこになりますか。(申立者)</p>	<p>・すべて事務所で行っております。(発注機関)</p> <p>・同じです。(発注機関)</p> <p>・取り決めはないので、各発注機関の考え方に基づいて行っています。 今回は、再苦情申立書に対する説明書に記載した部分が設計書の中で間違いが起りやすい部分であると判断して、その部分を中心にチェックしました。(発注機関)</p> <p>・発注者の判断です。(発注機関)</p> <p>・私たちが調べた範囲の中では確認できませんでした。(発注機関)</p> <p>・三重県の積算システムは県で一元管理されているため、積算担当者が意図的に操作を行うという事は不可能だと思います。(発注機関)</p> <p>・今回落札候補者とならなかった他の参加者の技術提案書は確認していないため、違算がなかった場合にどの業者が落札者になっていたかということは、分かりません。(発注機関)</p>